

東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例 及び東京都台東区定住基金条例の廃止について

1 条例の概要

(1) 東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例

定住人口及び適正な人口構成を確保するという目標を掲げ、住宅の整備を始めとする定住促進施策について積極的な展開を図ることを目的として、平成3年6月に制定された。

(2) 東京都台東区定住基金条例

定住促進対策を推進するための基金を設置し、その管理及び処分について定めることを目的として、平成2年6月に制定された。

2 廃止の理由

(1) 東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例

- ・国においては住生活基本法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の法制度が整備され、区においても都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等の計画に基づく施策展開が定着しており、施策展開の基本規定という条例の意義が低下している。
- ・本条例の趣旨のうち、定住人口の確保や定住促進施策の積極的な展開を求める内容は、人口や住宅が大幅に増加し、住宅施策の量から質への転換がなされている現在では適切ではなくなっている。
- ・本条例における条項のうち、「公民連携、事前協議、指導及び助言」等については、「東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例」に継承される。

(2) 東京都台東区定住基金条例

- ・区の住宅施策は、定住人口の確保や定住促進の積極的な展開から多様化している住まいや住環境に関するニーズへの対応に移行している。
- ・「東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、同条例に「東京都台東区大規模建築物建築指導要綱」を集約し、住宅付置義務及び定住協力金制度を廃止する。

3 今後の予定

令和8年7月1日 条例の廃止